

11月は「児童虐待防止推進月間」です！

～189
（いちはやく）

ちいさな命に
待つたなし～



（令和元年度「児童虐待
防止推進月間」標語）

※189とは：
児童相談所全国共通
ダイヤルのこと

全国では、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加し、子どもの生命が奪われる痛ましい事件も後を絶たない状況です。

虐待の背景には不安定な家庭環境や家族関係、子育てに対する保護者のストレスの増加、社会の変化に伴う地域からの孤立など、様々な要因が潜んでいます。国はこのような社会状況に対応するため、平成16年から児童虐待防止法が施行された11月を『児童虐待防止推進月間』と定め、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動などを全国的に展開しております。

市では、児童虐待の現状について理解を深めてもらうと共に、防止に向けて市民への意識啓発を図ることを目的として、「児童虐待防止推進月間パネル展」ならびに【児童虐待防止講演会】を下記の通り開催致します。
『子どもは社会の宝です。』子ども達のかけがえのない命を守り、育んでいくために、私たち大人が地域で出来ることは何かと共に考えましょう。

▶「児童虐待」は次の4つのタイプに分類されます。

- 【身体的虐待】 タバコやライターの火を押し付ける、熱湯をかける、外に締め出す、強く揺さぶる、殴る、蹴る、突き飛ばす、溺れさせる 等
- 【心理的虐待】 子どもの面前で家族に対する暴力や夫婦喧嘩、無視、不安や恐怖を与える言動、他きょうだい間での差別的な扱い 等
- 【ネグレクト】 適切な食事を与えない、車の中に放置する、家に残して外出する、病院や歯医者へ連れて行かない、登校させない 等
- 【性的虐待】 性的な動画や静止画をみせる、子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、性器を触るまたは触らせる 等

☆「しつけ」について、子どもの立場で考える事が大切です(子どもの年齢や能力、常識の範囲を超えるような叱り方でないか、保護者の感情をぶつけていないか、等)。時に取り返しのつかない事件や事故を引き起こしてしまいます。

改正児童虐待防止法では、「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」と明記されました。

▶虐待通報の内容や通報者に関する秘密は守られます！

児童虐待の通告は、法律で課せられた国民の義務となっています。万が一、内容が間違いであったとしても、責任が問われることはございません。また、通報者の情報を漏らすことでもありません。安心してご連絡下さい。貴方の気づき・勇気ある通報が、子ども達、子育てに悩んでいる保護者への支援に繋がります。

▶通報の3つのポイント

①子どもの泣き声が気になる。②不自然なアザがある子、不衛生な環境で養育されている子がいる。③子育てに疲れ、養育に困っている親や養育者がいる。

■宜野湾市要保護児童対策地域協議会	児童家庭課(家庭児童相談室)	☎893-4643(直通)
■沖縄県コザ児童相談所		☎937-0859
■宜野湾警察署		☎898-0110
■おきなわ子ども虐待ホットライン		☎886-2900

※激しい泣き声や怒鳴り声がある場合は**110**番へ！
《月～金/17:30～翌8:30、土日・祝祭日/終日受付》

▶児童虐待防止推進月間の取り組み

【児童虐待防止推進月間パネル展】

- ▼場 所：サンエー宜野湾コンベンションシティ
- ▼場 所：琉球銀行 宜野湾支店ロビー
- ▼場 所：琉球銀行 普天間支店ロビー

※詳細は後日ホームページに掲載します。

【児童虐待防止講演会】

- ▼日 時：11月7日(木) 15時～17時
- ▼場 所：宜野湾市中央公民館 2階 集会場
- ▼講 師：横江 崇
(美ら島法律事務所 弁護士)

問合せ：宜野湾市要保護児童対策地域協議会(じのーんキッズ安心ネット)
児童家庭課(家庭児童相談室) ☎893-4643(内線285)